

寒河江市新温泉源泉掘削候補地調査業務委託
条件付き一般競争入札の公告

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の6及び寒河江市契約に関する規則（平成9年市規則第12号。以下「規則」という。）第16条の規定に基づき、下記の業務について条件付き一般競争入札を行う。

令和8年2月16日

寒河江市長 齋藤真朗

1 入札に付する事項

- (1) 業務名 寒河江市新温泉源泉掘削候補地調査業務
- (2) 履行場所 寒河江市大字島地内 外
- (3) 業務内容 γ 線スペクトル調査 一式
地質構造、断層の分布等を把握し、最適な掘削候補地を選定するための基礎資料を作成する。
- (4) 履行期間 契約の効力の発生する日の翌日から令和8年3月31日まで
※ただし、市議会における繰越明許費の補正に係る議決を得て、
令和8年5月31日まで期間を延長する予定。

2 入札の場所及び日時

- (1) 入札場所 寒河江市役所4階 401会議室
- (2) 入札日時 令和8年3月3日（火）午後3時30分開始

3 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加できる者は、次に掲げる全ての要件に該当する者とする。なお、規則に基づき、資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

- (1) 令第167条の4第1項及び第2項の規定に該当しないこと。
- (2) 規則第25条第2項の規定による競争入札参加資格者名簿に「地質調査業務」の区分で登録されている者であること。なお、名簿に未登録の者にあっては、一般競争入札参加者登録申請書の提出と併せて、一般競争入札参加願書を提出すること。ただし、これをもって名簿に必ず登録するものではない。
- (3) 寒河江市建設工事請負業者等指名停止規程（平成12年市告示第19号）による指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てが

なされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

- (5) 会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 法人の役員及び従業員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。
- (7) 暴力団（法第2条第2号）又は暴力団員が経営を支配し、又は利用していると認められる法人でないこと。
- (8) 村山地域に本社又は本店を有する法人であること。
- (9) 平成27年度（契約締結日基準）以降に元請けとして、地方公共団体が発注した同種業務の履行実績があること。

4 契約条項を示す場所及び契約事務担当課

山形県寒河江市中央一丁目9番45号
寒河江市 財政課 施設マネジメント推進室
電話番号 0237-85-1931（直通）

5 保証金に関する事項

入札保証金は免除する。

6 入札参加申請書等に関する事項

入札への参加を希望する者は、一般競争入札参加願書（様式第1号）及び必要書類（過去10年間の受注実績を証する書類）を次に掲げる期間内に提出するものとする。

- (1) 受付期間 令和8年2月16日（月）から令和8年2月26日（木）まで
(ただし、市の休日を除く。)
- (2) 受付時間 午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。受付期間の最終日にあっては午後4時まで。）
- (3) 受付場所 寒河江市役所4階 財政課 施設マネジメント推進室

7 その他

- (1) この入札は、入札参加資格の確認を入札後に行う入札参加資格事後審査方式である。
- (2) 低入札調査基準価格を設定する。
- (3) 詳細については入札説明書による。